

# 生駒市地域新電力事業 パートナー事業者募集要領

## 1. 事業目的

生駒市では、平成27年1月に策定した「環境モデル都市アクションプラン」において、平成28年4月の電力小売全面自由化を見据えた「地域新電力会社の設立検討」を計画として位置づけ、過去2年間にわたり検討を進めてきました。検討の結果、生駒市が取り組む地域新電力事業は、単なる価格競争ではなく、官民連携によるコミュニティサービスと組み合わせることによって地域価値の向上につながるものと結論を得ました。

本事業は、官民連携の地域新電力会社を設立し、地域内の再生可能エネルギー由来の電力を地域内で消費する地産地消型の電力小売事業を行うとともに、電力小売事業に附帯して生駒市の特徴を活かした多様な「コミュニティサービス」を提供することで、環境・経済・社会面の課題を解決し、市民生活の利便性向上を図ることを目的とするものです。

以上の目的を実現するため、地域新電力会社設立運営及び事業の実施に主体的に携わるパートナー事業者（以下「パートナー事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集します。

## 2. 事業内容

### (1) 地域新電力事業

地域内で発電する再生可能エネルギー由来電力の公共施設への供給と将来的に地域内の民間需要に対して電力を供給する事業

### (2) エネルギーマネジメント事業

需要家側の設備（当初は公共施設に設置された蓄電池・BEMSを想定）を利用したデマンドレスポンスによる電力料金・電力需要の最適化、インバランス回避、ネガワット取引などの地域新電力事業の運営及び地域の省エネルギーに資する事業

### (3) コミュニティサービス事業

地域新電力事業による利益余剰金を活用して行う地域活性化、市民の利便性向上等に資する事業

## 3. 条件等

### (1) パートナー事業者の役割

#### ①地域新電力会社の設立に向けた業務

パートナー事業者は、地域新電力会社の設立に向けて以下の業務を実施すること。

#### (ア) 地域新電力会社設立に向けた共同設立者の調整に関する業務

#### (イ) 地域新電力会社の設立に係る業務

なお、設立に必要な費用（出資金以外の事務的経費※）はパートナー事業者が立替えることとし、地域新電力会社の設立後に法令等で定める範囲で地域新電力会社の負担として精算します。

※法人の設立に要する定款認証、登記等の経費、電力小売事業登録及び電力卸売市場取引会員登録に際して係る経費など（人件費を除く。）

#### ②地域新電力会社設立後の業務

パートナー事業者は、地域新電力会社の運営に主体的に関わるとともに、地域新電力会社が行う以下の業務について、地域新電力会社からの委託を受け実施すること。

#### (ア) 電力需給管理業務

・電力需要予測及び予測に合わせた地域内の再生可能エネルギー由来の電力、一般社団法人

- 人日本卸電力取引所（以下「JEPX」という。）及び常時バックアップ等の電力調達
- ・法制度に基づく供給計画・報告作成業務
- ・その他、電力需給を管理するにあたって必要な業務

(イ) その他

地域新電力会社が新電力事業を営むために必要とする業務で、特にパートナー事業者に委託して行うことが望ましい業務（9. 提供資料「生駒市地域新電力事業計画書（案）」において需給管理業務の主体が行うこととしている業務を基本とし、協議により決定します。）

③出資

地域新電力会社の設立にあたっては、パートナー事業者が出資を行うことを前提とする。

(2) 地域新電力会社の体制

①地域新電力会社の所在地は生駒市内とする。

②地域新電力会社は会社法に基づく株式会社を想定していますが、別途提案があれば提案すること。

③パートナー事業者は、経営に主体的に関与すること。

④市は、出資及び人的関与も主体的に行う予定であるが、水準及び手法はパートナー事業者等との協議により決定する。

(3) 事業の開始時期

地域新電力会社の電力小売事業開始時期は、平成28年度内を目途とする。

なお、地域新電力会社の設立にかかる市の出資等について、生駒市議会の議決が得られない場合は、事業の実施に至らない場合があります。

(4) 環境モデル都市支援協定（仮）の締結

市及び地域新電力会社は、「環境モデル都市支援協定（仮）」を締結し、市が取り組む環境モデル都市の推進及び地域貢献に協力して取り組むものとします。

#### 4. 応募に関する事項

(1) 応募資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす法人とします。複数の民間事業者により構成されるグループを構成した上で応募する場合は、各構成員が次に掲げる事項を全て満たしている必要があります。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

②国税及び地方税を滞納していないこと。

③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと、

又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。  
ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、  
裁判所の認可決定を受けた者を除く。

④破産法(平成16年法律第75号)に基づく、破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

⑤生駒市暴力団排除条例(平成23年12月生駒市条例第29号)第2条第3号に規定する暴力団  
員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) グループによる応募

複数の法人がグループを構成する場合は、代表となる法人を決定し、応募してください。

なお、グループの構成員となった場合には、別に単独で応募することはできません。また、  
他の複数グループの構成員となることもできません。

## 5. 募集要領等の配布

(1) 配布期間 平成28年5月24日(火)～6月14日(火)まで

(2) 配布場所 「16. 担当(応募書類提出先・問い合わせ先)」に記載する担当部署又は生  
駒市公式ホームページからダウンロード(HPアドレス：<http://www.city.ikoma.lg.jp/>)

## 6. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間：平成28年6月3日(金)17時15分まで(必着)

(2) 提出方法：別添の質問書(様式1)に必要事項を記載の上、電子メールにて「16. 担当  
(応募書類提出先・問い合わせ先)」に記載する担当部署に提出してください。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(3) 回答日：平成28年6月7日(火)

(4) 回答方法：生駒市公式ホームページに掲載します。

## 7. 企画提案書等の作成及び提出

本業務に関する企画提案を行う場合は、次に規定する書類等を作成してください。なお、グルー  
プ応募の場合は、(4)の書類について構成員となる全ての法人のものを提出してください。

(1) 応募申込書(様式2)

グループで応募する場合は、代表法人を定めてください。なお、本市からの連絡は、代表法  
人のみに行うものとします。

(2) グループ構成員調書(様式3)

構成員の法人ごとに1部ずつ作成してください。

(3) 企画提案書(様式任意)・・・原本1部 副本2部

企画提案書の作成にあたっては、本事業の趣旨を十分理解し、「8. 企画提案書の作成要領」を踏まえて作成してください。

(4) 応募者申込者に関する書類・・・各1部

①会社概要(様式4)

②登記事項証明書又は登記簿謄本(発行後1ヶ月以内のものに限ります。登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項全部証明書」いずれでも良いものとします。)

③事業報告書及び確定申告書の写し(税務署へ報告している別表、決算書、勘定科目明細などすべてのもの)(いずれも直近2事業年度分)

④法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納がないことを証するもの)

⑤主たる事業所を有する所在地にかかる都道府県税及び市町村民税の納税証明書(未納がないことを証するもの)

⑥事業実績調書(様式任意。地域新電力事業の設立・運営及び新電力事業における電力需給管理業務に関する実績を中心として簡潔に記載してください。)

(5) 提出期限等

①提出期限:平成28年6月14日(火)17時15分まで(必着)

②提出方法:持参又は郵送で提出してください。これ以外の方法による提出はできません。  
なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

③提出先:「16. 担当(応募書類提出先・問い合わせ先)」に記載する担当部署

## 8. 企画提案書の作成要領

企画提案書は、以下の事項に留意して作成してください。

(1) 募集要領及び評価基準等を踏まえ、次に掲げる項目について記載してください。

①取組方針

地域新電力事業に関わる取組方針について記載してください。

②事業体構成

地域新電力会社の設立にあたって、その構成主体や連携主体について記載してください。

また、提案内容において、それぞれの役割(コミュニティサービス担当など)を記載してく

ださい。

### ③電力調達・販売計画

電力の調達方法、電源の種別と割合、バランシンググループなどの電力調達計画及び販売計画を具体的に記載してください。

### ④安定電源の確保

自社電源を含め、安定的な調達が見込まれる具体的な電源があれば、その規模及び調達可能量を含めて記載してください。

### ⑤エネルギーマネジメント

エネルギーマネジメント業務について、公共施設のほか、家庭等でのデマンドレスポンス制御など具体的な提案があれば記載してください。

また、業務経験及び実績等があれば記載してください。

### ⑥コミュニティサービスの提案

電力事業にあわせて展開を予定しているコミュニティサービスについて、具体的な内容及び提供時期も含めて記載してください。また、コミュニティサービスの実施による市域への波及効果（経済効果・市民サービス向上など）を記載してください。

### ⑦業務実施方針

新電力事業（需給調整業務）の実施にあたり、業務遂行体制を記載してください。また、具体的な業務経験を有する場合は、規模・年数も含めて記載してください。

### ⑧収支計画

企画提案の内容に沿った具体的な収支計画（10年分）及び資本金の出資比率・構成案を記載してください。なお、収支計画に盛り込む項目については、提供資料である『生駒市地域新電力事業計画書（案）』に記載している収支計画と同程度とします。

(2) 「9. 提供資料 生駒市地域新電力事業計画書（案）」の内容を参考とし、効果的な提案（事業成果を高めるための工夫、改善点、独自提案等など）がある場合には、項目ごとにその内容を記載してください。

(3) 様式枚数は任意とし、前頁で記述した項目ごとに作成してください。

(4) 記述はできる限り平易な表現とし、文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図等が必要な場合は、適宜貼付してください。

## 9. 提供資料

『生駒市地域新電力事業計画書（案）』

（留意事項）

本事業計画書（案）は、平成27年度に地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助

金（構想普及支援事業）の採択を受けて取りまとめた素案であり、記載している趣旨・理念等に基づき地域新電力事業を実施することとなりますが、事業収支等を試算するために設定した事業規模・出資比率等の条件については固定されたものではなく、提案に応じて、市とパートナー事業者が協議の上で内容を最終的に決定し、正式な事業計画として取りまとめる予定です。

## 10. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

### (1) 審査（提出書類審査及びヒアリング）

提出された企画提案書等の書類を下記11.で示す評価基準に基づいて、提出書類及びヒアリングによる審査を行い、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が5者を超える場合は、提出された書類による第1次審査を実施し、第1次審査で高い評価を得た提案者（5者程度）を対象に第2次審査であるヒアリング審査を実施する段階的な選抜を実施するものとします。

ヒアリング審査実施日：平成28年6月中旬予定

### (2) 審査結果の通知・公表

審査結果については、応募申込者全員（応募申込者がグループである場合はその代表法人のみ）に対し、書面で通知するとともに、結果の概要等について、応募申込者が特定されない方法により生駒市ホームページ上で公表します。

## 11. 評価基準及び配点

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査します。

(1) 企画提案の内容 60点／100点

(2) 業務に係る実施体制 15点／100点

(3) 収支計画 25点／100点

## 12. 日程

募集要領等の配布	平成28年5月24日（火）
質問書の提出期限	平成28年6月3日（金）17時15分まで
質問への回答	平成28年6月7日（火）
企画提案書の提出期限	平成28年6月14日（火）17時15分まで
ヒアリング審査の実施	平成28年6月中旬（予定）
選定結果の通知・公表	平成28年6月中旬（予定）

## 13. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書等の書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

(1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

- (2) 提出書類の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの

#### 14. 協定

パートナー事業者特定後は、市と協議を行い、合意に至った場合、市とパートナー事業者との間で、地域新電力事業の実施に関する事項を定めた協定を締結する予定です。

#### 15. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とします。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 地域新電力会社の設立にかかる市の出資等について、生駒市議会の議決が得られない場合又は地域新電力会社の設立について合意に至らなかった場合は、それまでに要した費用は各自の負担とします。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルのパートナー事業者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

#### 16. 担当（応募書類提出先・問い合わせ先）

〒630-0288 生駒市東新町8-38

生駒市 地域活力創生部 環境モデル都市推進課 （2階22番窓口）

TEL 0743-74-1111（内線375）

E-mail [eco-model@city.ikoma.lg.jp](mailto:eco-model@city.ikoma.lg.jp)

（執務時間：土曜日、日曜日、祝日を除く 8：30～17：15）